

## 仕様書

### 1 業務名

白石清掃工場清掃業務

### 2 履行期間

令和2年12月1日から令和5年11月30日まで

### 3 対象施設の概要

#### (1) 所在地

札幌市白石区東米里2170番1

#### (2) 竣工年月日

平成14年11月30日

#### (3) 規模

##### ア 管理棟

地上2階

##### イ 工場棟

地上7階、地下1階

##### ウ 灰処理棟

地上5階、地下1階

#### (4) 清掃対象延床面積

7,256.7 m<sup>2</sup> (別紙1のとおり)

#### (5) 職員数

工場棟・管理棟70名、灰処理棟25名、計95名

#### (6) 1日当たりの平均来庁者数

約40名

#### (7) ごみの年間平均排出量

##### ア 一般ごみ

254.2 kg

##### イ 生ごみ

165.9 kg

ウ 瓶・缶

40.1 kg

#### 4 業務仕様

(1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成 30 年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

(2) 本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議する。

(3) 各項目に付記した【           】は、共通仕様書における該当項目等を示す。

例：【 I 1.2.3】 第 1 編 1.2.3 に該当する項目。

#### 5 業務内容【IV 1.1.4】【IV 2.1.1】～【IV 3.4.5】

(1) 日常清掃

別紙 2-1、2-2、2-3、2-4 に基づき実施する。

(2) 定期清掃

別紙 3 に基づき実施する。

なお、工場棟 6 階ゴミピット内のガラス清掃は施設付属のゴンドラを使用し、運転に伴う有資格者を配置すること。また、灰処理棟 2 階クレーン操作室の定期・ガラス清掃時は、ダイオキシン類第 1 管理区域のため必ず防塵マスクを着用のこと。(クレーン操作室までの一部通路が第 1 管理区域に該当し、クレーン操作室内は第 1 管理区域外)

(3) 茶碗洗浄

別紙 4 に基づき実施する。

#### 6 作業実施日時【I 1.3.3】【IV 1.1.3】【IV 1.1.5】

(1) 日常清掃

ア 作業日

(ア) 別紙 2 の「周期」欄中、「週 5」とあるのは、土曜日、休日等を除く平日の毎日行うものとする。

※「休日等」とは日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）とする。

※ただし、試験器具洗浄については12月29日から1月3日を年末年始期間とする。

(イ) 別紙2の「周期」欄中、「週6」とあるのは、休日等を除く毎日（土曜日を含む）行うものとする。

(ウ) 別紙2の「周期」欄中、「週2」とあるのは、土曜日、休日等を除く平日の中で週2回実施するものとする。ただし、週2回行う場合は、連続した2日間で実施してはならない（令和3年5月3日の週と令和5年5月1日の週は1回のみ実施する）。

#### イ 作業時間

午前7時30分から午後4時までに行う。

#### (2) 定期清掃

床の定期清掃は、特別な場合を除き、1か月に1回の周期で行う（履行期間中に、表面洗浄6回、補修30回）。

浴室定期清掃は履行期間中に3回行う。

窓ガラス清掃は履行期間中に6回行う（例年は4月に1回、9月に1回）。

作業の具体的な実施日時は、委託者と協議して定める。

#### (3) 茶碗洗浄

##### ア 作業日

6(1)ア(ア)と同じ。

##### イ 作業時間

洗浄後の茶碗等は、翌日午前8時30分までに所定の場所に収納する。

#### 7 業務責任者の選任【I 1.3.2】

業務責任者については、業務従事者の中から1名を選任する。

#### 8 服装等【I 1.4.3】

(1) 業務従事者は常に清潔な制服を着用する。

(2) 業務従事者は胸部に名札を着けて業務を行う。

(3) 業務従事者は身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合には提示する。

## 9 負担の範囲【I 1.1.3】【IV 1.1.2】

### (1) 受託者の負担

清掃用の機械器具、材料、各洗剤、ごみ袋、ダイオキシン類対策品、窓ガラス清掃用の高所作業車・ブランコ等

### (2) 委託者の負担

衛生消耗品（水石鹼、トイレットペーパー）、消臭剤

## 10 守秘義務

受託者は、履行期間中のみならず、履行期間満了後であっても、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

業務従事者も同様であり、受託者は、業務従事者に対する指導・監督等の必要な措置を講じなければならず、業務従事者が秘密を他人に漏らした場合の責任を負う。

## 11 安全管理

(1) 受託者は、業務の実施にあたっては、業務従事者の事故防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。

(2) 業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、又は破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に連絡のうえ、適切な処置をとる。

## 12 連絡体制【I 1.1.7】

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、緊急時の指揮命令系統、連絡体制表を提出する。

また、受託者は、緊急時の対応などを記録した記録簿（様式任意）を整備する。

## 13 自主検査【IV 1.1.9】

#### (1) 実施日

自主検査の周期は3か月に1回とする。

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、自主検査の実施予定について委託者と協議して決定する。

#### (2) 評価項目

評価項目は様式1・2のとおりとする。

ただし、この様式は清掃業務に係る一般的な検査項目を記載したものであり、委託者と受託者の協議により、対象施設及び作業内容に応じて様式を変更することができる。

#### (3) 検査箇所

建物全てを検査すると膨大な時間を費やすため、区分（「玄関ホール」、「廊下・エレベーターホール」など）ごとに最低1か所を選定する。

選定方法としては、原則として委託者からの指示とするが、委託者からの指示がない場合には、比較的使用頻度の高いところを選ぶなど、その建物の品質を適正に反映するような選び方をする。

#### (4) 自主検査の結果と改善

自主検査の結果、問題点を発見した場合には、原因分析を行い、当該業務のやり直し又は改善等を行う。

#### (5) 自主検査の結果の報告

自主検査及び改善の結果等について、様式1・2を添付した報告書（様式任意）に取りまとめのうえ、自主検査完了後10日以内に委託者に提出する。

報告を受けた委託者から改善指示を受けた場合、改善を行い、改善結果について改めて、改善指示を受けた日から20日以内に委託者に報告する。

### 14 業務関係図書

#### (1) 作業計画書（様式任意）【I 1.2.2】

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業計画書とは、業務従事者と清掃資機材を効果的に配置するために作成するもので、対象となる作業について、いつ、誰が、どの場所を、どのような方法で行うかを示した作業の工程表のことである。

作業計画書には、建築物の用途や建築資材、劣化状況等を考慮したうえで、作業対象（場所、作業概要、作業回数）、作業時間、業務従事者（人数等）を記載する。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意する。

## （２）定期清掃実施計画書（様式任意）【 I 1.2.2】

受託者は、定期清掃を実施する日の 30 日前までに、「定期清掃実施計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。

なお、有資格者による作業が必要な場合は、作業開始前に資格者名簿及び証明書または修了証（ゴンドラ取扱業務特別教育等）の写しを提出すること。

## （３）作業手順書（様式任意）

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業手順書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業手順書とは、誰でも統一的な方法により清掃が行われ、かつ、一定の良好な方法を担保できるよう作成されるもので、対象となる場所について、どの資機材を使用し、どのような方法で行うのかを示した業務従事者の作業マニュアルのことである。

作業手順書には、作業項目、作業手順・作業内容、作業回数、使用清掃資機材の種類及び数量、注意事項、最終点検について記載する。

## （４）業務報告書【 I 1.1.5】【 I 1.2.4】【 I 1.4.7】【IV 1.1.8】

### ア 日常清掃作業日誌（様式任意）

受託者は、毎日実施した作業状況について、作業日誌に記載し、速やかに委託者に提出する。

### イ 定期清掃実施報告書（様式任意）

受託者は、定期清掃実施計画書に基づき実施した定期清掃について、

作業完了後速やかに、実施報告書を作成して委託者に提出し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。

この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日は、委託者と協議して決定する。

## 15 提出書類

(1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。

### ア 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、「業務従事者名簿」を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

### イ 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

### ウ 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

(2) 次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

ア 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

イ 上記(1)の書面での確認において疑義が生じたもの

## 16 環境への配慮【IV 1.1.12】

(1) 業務に使用する洗剤、床維持材（ワックス）、剥離剤等は、有害な揮発性有機化合物（VOC）等を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用し、極力節約に努める。また、業務履行開始日の前日までに「使用材料計画書」（様式任意）に成分分析表を添付して提出し、委託者の承諾を受けてから使用することとし、使用する洗剤等を変更する場合も同様とする。

委託者がその性能上やむを得ないと判断した VOC 等の含有材料であっても、極力放散の少ないものを使用し、有効な換気対策を行い使用する。

なお、承諾を受けて使用中の洗剤等であっても、委託者が使用中止あるいは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従う。

(2) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に努める。

ア 電気、水道、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。

イ ごみ減量及びリサイクルに努める。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。

エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。

## 17 業務の引継ぎ

(1) 受託者は、履行開始に先立ち、委託者の指示があった場合には、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。

(2) 受託者は、履行終了に際し、委託者の指示があった場合には、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出する。

(3) 受託者は、履行終了に際し、委託者の指示があった場合には、上記(2)の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行う。

(4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定める。

(5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。



## 18 施設内作業における行動基準

### (1) 施設内への入場

ア 施設内への入場手続き（入場時間・入退出方法等）については、業務着手前に委託者と十分協議を行い、了承を得ること。

イ 入場の際は、指定した入口のみから入場するものとし、必要に応じて施錠の解除を要請すること。

### (2) 執務室等への入室について

業務の実施に先立ち、清掃場所への入室方法等については、業務着手前に委託者と十分協議を行い、承認を得ること。また、重要な情報を取り扱う執務室である事務室（管理棟）への入室においては、作業時間、作業内容について、業務着手前に委託者と十分協議を行うこと。

### (3) 情報システムに対する留意事項

事務室（管理棟、灰処理棟）、中央制御室（工場棟、灰処理棟）、クレーン操作室（工場棟、灰処理棟）内には、様々な情報システム類（電子計算機、ネットワーク、記憶媒体により処理を行うシステム）が設置されているため、以下の事項について特に留意すること。

ア パソコン類の操作は行わないこと。

イ LANケーブル配線と電源ケーブル等に悪影響を及ぼさないよう作業を行うこと。

ウ 次のような作業時には、情報システムに対して悪影響を与えないよう配慮すること。

(ア) 水などを使用しての作業

(イ) 著しく粉塵が発生する作業

(ウ) 振動などによりパソコン、プリンター等が転倒・落下するおそれがある作業。

(エ) その他、情報システムに悪影響を及ぼすおそれがある作業。

## 19 一般的注意事項

(1) 事務室等で特殊な業務を行っている箇所については、必ず委託者の立会

い又は指示を受けて作業を実施する。

(2) 委託者からの求めに応じ、作業完了時の立会い検査を受ける。

また、委託者の検査によって指摘があった場合、必要に応じて作業の補正を実施する。

(3) 作業終了に際しては、椅子、屑入れ等を所定の場所に戻す。

(4) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯を消灯する。

(5) 拾得物は、直ちに委託者に届け出る。

(6) 対象施設の館内規則を遵守する。なお、敷地内全て（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

## 20 利用可能な居室等【I 2.1.1】

(1) 対象居室等

ア 女子休養室（管理棟2階）

付帯設備、什器、ロッカーを含む。

イ 清掃用具庫

(2) 利用にあたっての注意点

ア 業務に関係のない者をみだりに入室させない。

イ 常に整理整頓を行い、清潔を保つ。

## 21 発注担当

環境局環境事業部白石清掃工場管理係

札幌市白石区東米里2170番1（011-876-1710）

## 区分床面積集計表

【建物内部】（管理棟）

（単位：㎡）

区分	階	当該居室等	面積	床				床以外			
				日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期	日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期
玄関ホール	1F	玄関ホール	190.2	190.2			190.2	190.2			
	1F	風除室1	10.0	10.0			10.0	10.0			
	1F	風除室2	7.3	7.3			7.3	7.3			
	1F	風除室3	2.9	2.9			2.9	2.9			
	1F	ポーチ	25.0	25.0			25.0	25.0			
			(小計)	235.4	235.4			235.4	235.4		
事務室、会議室	1F	事務室	250.9	250.9			250.9	250.9			
	2F	更衣室	101.5	101.5			101.5	101.5			
	2F	乾燥室	24.0	24.0			24.0	24.0			
	2F	男子休養室	50.2	50.2			50.2	50.2			
	2F	女子休養室	24.3	24.3			24.3	24.3			
	2F	女子更衣室1・2	11.6	11.6			11.6	11.6			
	1F	書庫	42.5		42.5	42.5			42.5		
	1F	書庫2	5.4		5.4	5.4			5.4		
	1F	中会議室	63.1		63.1	63.1			63.1		
	1F	応接室	38.8		38.8	38.8			38.8		
	1F	講堂	283.8		283.8	283.8			283.8		
			(小計)	896.1	462.5	433.6	896.1	462.5		433.6	
	廊下・エレベーターホール	1F	廊下、ホール	80.4	80.4			80.4	80.4		
2F		廊下、ホール	157.0	157.0			157.0	157.0			
2F		渡り廊下	23.1	23.1			23.1	23.1			
			(小計)	260.5	260.5			260.5	260.5		
便所・洗面所	1F	トイレ(女子、身障)	26.0	26.0			26.0	26.0			
	2F	トイレ(女子)	15.9	15.9			15.9	15.9			
	2F	ランドリー	14.9	14.9			14.9	14.9			
	2F	女子ランドリー	18.8	18.8			18.8	18.8			
	1F	トイレ(男子)	24.7		24.7	24.7		24.7			
	2F	トイレ(男子)	22.4		22.4	22.4		22.4			
		(小計)	122.7	75.6	47.1	122.7	75.6	47.1			
湯沸室	1F	給湯室	8.7	8.7			8.7	8.7			
		(小計)	8.7	8.7			8.7	8.7			
エレベーター		エレベーター	1台	1台			1台	1台			
		(小計)	1台	1台			1台	1台			
階段		階段(1F、2F)	15.6	15.6			15.6	15.6			
		ホール階段(1F、2F)	36.3	36.3			36.3	36.3			
		(小計)	51.9	51.9			51.9	51.9			
食堂	2F	食堂	163.3		163.3	163.3		163.3			
		(小計)	163.3		163.3	163.3		163.3			
浴室・シャワールーム・脱衣室	2F	浴室	66.0	66.0			66.0	108.0			108.0
	2F	脱衣室	51.0	51.0							
		(小計)	117.0	117.0			66.0	108.0			108.0
合計		1855.6	1211.6	210.4	433.6	1804.6	1202.6	210.4	433.6	108.0	

## 【建物内部】（工場棟）

（単位：㎡）

区分	階	当該居室等	面積	床				床以外			
				日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期	日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期
事務室、会議室	1F	排ガス試験室	95.0	95.0			95.0	95.0			
	1F	水質試験室他	185.0	185.0			185.0	185.0			
	1F	工作控室	20.3	20.3			20.3	20.3			
	2F	中央制御室	222.3	222.3			222.3	222.3			
	2F	ミーティングルーム	53.5	53.5			53.5	53.5			
	2F	投入ステージ控室(部品庫含む)	47.2	47.2			47.2	47.2			
	3F	投入ステージ監視室	40.8	40.8			40.8	40.8			
	6F	ごみクレーン操作室	42.3	42.3			42.3	42.3			
	1F	北側控室	58.8		58.8	58.8			58.8		
	1F	汚水処理監視室	56.2		56.2	56.2			56.2		
	2F	書庫	25.0		25.0	25.0			25.0		
	2F	缶水分析室	65.4		65.4	65.4			65.4		
			(小計)	911.8	706.4		205.4	911.8	706.4		205.4
廊下、エレベーターホール	B1F	ホール	19.0	19.0			19.0	19.0			
	1F	ホール、ホール(附室)、前室	49.0	49.0			49.0	49.0			
	2F	ホール、ホール(附室)、前室	259.9	259.9			259.9	259.9			
	2F	通路1	166.5	166.5			166.5	166.5			
	2F	通路2	299.2	299.2			299.2	299.2			
	3F	ホール	42.7	42.7			42.7	42.7			
	5F	ホール	19.0	19.0			19.0	19.0			
	6F	ホール	49.8	49.8			49.8	49.8			
	6F	見学者ホール	185.4	185.4			185.4	185.4			
	6F	通路1	102.9	102.9			102.9	102.9			
	6F	通路2	199.9	199.9			199.9	199.9			
	B1F	前室	13.5		13.5	13.5				13.5	
	1F	前室	19.5		19.5	19.5				19.5	
	1F	ホール(附室)	23.5		23.5	23.5				23.5	
	2F	前室	67.5		67.5	67.5				67.5	
	2F	通路3	70.5		70.5	70.5				70.5	
	2F	通路4	97.5		97.5	97.5				97.5	
	3F	前室	3.2		3.2	3.2				3.2	
	3F	ホール(附室)	11.0		11.0	11.0				11.0	
	3F	見学者通路	168.0		168.0	168.0				168.0	
	4F	前室	4.0		4.0	4.0				4.0	
	4F	ホール、ホール(附室)	39.0		39.0	39.0				39.0	
	5F	前室	4.0		4.0	4.0				4.0	
	5F	ホール(附室)	9.9		9.9	9.9				9.9	
	6F	前室	3.2		3.2	3.2				3.2	
	6F	ホール(附室)	24.0		24.0	24.0				24.0	
	6F	通路3	98.4		98.4	98.4				98.4	
	7F	前室	3.2		3.2	3.2				3.2	
	7F	ホール、ホール(附室)	26.4		26.4	26.4				26.4	
RF1	ホール	21.3		21.3	21.3				21.3		
RF2	前室	16.1		16.1	16.1				16.1		
		(小計)	2117.0	1393.3		723.7	2117.0	1393.3		723.7	
便所・洗面所	1F	トイレ(男子)	16.0	16.0			16.0	16.0			
	1F	トイレ(女子)	7.2	7.2			7.2	7.2			
	2F	トイレ(女子、身障)	36.0	36.0			36.0	36.0			
	6F	トイレ(女子)	6.8	6.8			6.8	6.8			
	2F	トイレ(男子)	15.5		15.5	15.5			15.5		
	3F	トイレ(男子)	6.4		6.4	6.4			6.4		
	6F	トイレ(男子)	13.6		13.6	13.6			13.6		
		(小計)	101.5	66.0	35.5	101.5	66.0	35.5			
エレベーター		エレベーター	2台	2台			2台	2台			
		(小計)	2台	2台			2台	2台			
階段		階段F(2F)	15.7	15.7			15.7	15.7			
		階段A(B1F~RF2)	424.1		424.1	424.1			424.1		
		階段B(1F~RF2)	231.9		231.9	231.9			231.9		
		階段C(1F~RF1)	262.9		262.9	262.9			262.9		
		階段D(1F~RF1)	299.2		299.2	299.2			299.2		
		階段E(B1F~2F)	72.1		72.1	72.1			72.1		
	(小計)	1305.9	15.7	1290.2	1305.9	15.7	1290.2				
合計			4436.2	2181.4	35.5	2219.3	4436.2	2181.4	35.5	2219.3	

## 【建物内部】（灰処理棟）

（単位：㎡）

区分	階	当該居室等	面積	床				床以外			
				日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期	日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期
玄関ホール	1F	風除室	16.0	16.0			16.0	16.0			
	1F	ポーチ	48.0	48.0			48.0	48.0			
		(小計)	64.0	64.0			64.0	64.0			
事務室、会議室	4F	監視操作室	78.0	78.0			78.0	78.0			
	4F	事務室	111.9	111.9			111.9	111.9			
	4F	男子休養室	29.6	29.6			29.6	29.6			
	4F	更衣室	31.2	31.2			31.2	31.2			
	4F	乾燥室	7.4	7.4			7.4	7.4			
	4F	会議室	34.3		34.3	34.3			34.3		
	4F	クレーン操作室 (洗浄のみ、補修なし)	35.0			35.0					
	(小計)	327.4	258.1		34.3	327.4	258.1		34.3		
廊下、エレベーターホール	1F	EVホール	21.6	21.6			21.6	21.6			
	4F	EVホール	16.2	16.2			16.2	16.2			
	4F	通路1	137.2	137.2			137.2	137.2			
	B1F	EVホール	7.0		7.0	7.0			7.0		
	2F	EVホール	19.2		19.2	19.2			19.2		
	3F	EVホール	19.2		19.2	19.2			19.2		
	5F	EVホール	16.1		16.1	16.1			16.1		
	5F	前室	7.6		7.6	7.6			7.6		
	(小計)	244.1	175.0		69.1	244.1	175.0		69.1		
便所・洗面所	4F	トイレ(女子)	11.7	11.7			11.7	11.7			
	1F	トイレ(男子)	11.2		11.2	11.2		11.2			
	4F	トイレ(脱衣室)	1.7		1.7	1.7		1.7			
	4F	トイレ(男子)	15.4		15.4	15.4		15.4			
		(小計)	40.0	11.7	28.3	40.0	11.7	28.3			
湯沸室	4F	湯沸室	7.6	7.6			7.6	7.6			
		(小計)	7.6	7.6			7.6	7.6			
エレベーター		エレベーター	1台	1台			1台	1台			
		(小計)	1台	1台			1台	1台			
階段		階段1(1F~PH階)	105.0		105.0	105.0			105.0		
		階段室4等(1F~2F) (洗浄のみ、補修なし)	84.2			84.2					
		(小計)	189.2		105.0	189.2			105.0		
浴室・シャワールーム・脱衣室	4F	浴室	27.0	27.0			27.0	51.0			51.0
	4F	脱衣室	16.3	16.3							
		(小計)	43.3	43.3			27.0	51.0			51.0
合計		915.6	559.7	28.3	208.4	899.3	567.4	28.3	208.4	51.0	

## 【建物内部】（屋外便所棟）

（単位：㎡）

区分	階	当該居室等	面積	床				床以外			
				日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期	日常(週5)	日常(週6)	日常(週2)	定期
玄関ホール		風除室	6.8		6.8		6.8		6.8		
		ポーチ	8.8		8.8		8.8		8.8		
		(小計)	15.6		15.6		15.6		15.6		
便所・洗面所		トイレ	33.7		33.7		33.7		33.7		
		(小計)	33.7		33.7		33.7		33.7		
合計		49.3		49.3		49.3		49.3			

日常清掃作業内容（管理棟）

別紙2-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	周期	作業回数 (回/日)	作業日数
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	235.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	235.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
事務室、会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	462.5 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	433.6 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	ごみ収集	462.5 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	433.6 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	〃	什器備品拭き(什器備品の数量等については別紙5(1)参照)	60.9 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	〃	窓台の除塵及び拭き	0.4 m <sup>2</sup>	週2	1	312
廊下・エレベーターホール	弾性床	除塵及び部分水拭き	260.5 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	手すり拭き	260.5 m <sup>2</sup>	週5	1	736
便所・洗面所	弾性床	除塵及び全面水拭き	75.6 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	47.1 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集(便器及び洗面台の数量については別紙5(2)(3)参照)	75.6 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	47.1 m <sup>2</sup>	週6	1	885
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	8.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	8.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	1 台	週5	1	736
〃	床以外	壁・扉・操作盤部分拭き及び扉溝除塵	1 台	週5	1	736
階段	弾性床	除塵及び部分水拭き	51.9 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	手すり拭き	51.9 m <sup>2</sup>	週5	1	736
食堂	弾性床	除塵及び部分水拭き	163.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	洗面台及び鏡拭き、窓台除塵	163.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	〃	ごみ収集(【IV 2.2.3】会議室適用)	163.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	〃	什器備品拭き(【IV 2.2.3】会議室適用、什器備品の数量等については別紙5(1)参照)	23.0 m <sup>2</sup>	週6	1	885
浴室・シャワールーム・脱衣室	弾性床、硬質床	洗浄、除塵及び拭き	117.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集、浴槽洗浄(浴室の詳細については別紙5(6)参照)	108.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
ごみ運搬処理	週2回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	433.6 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	週5回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	1,202.6 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	週6回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	210.4 m <sup>2</sup>	週6	1	885

※別紙2-1～2-4、及び別紙3の「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。ただし、「什器備品拭き」及び「窓台の除塵及び拭き」については「清掃面積」、窓ガラスの洗浄(両面)については「片面の面積」を記載している。

日常清掃作業内容（工場棟）

別紙2-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	周期	作業回数 (回/日)	作業日数
事務室、会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	706.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	205.4 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	ごみ収集	706.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	205.4 m <sup>2</sup>	週2	1	312
廊下・エレベーター ホール	弾性床	除塵及び部分水拭き	1,393.3 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	723.7 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	手すり拭き	1,393.3 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	723.7 m <sup>2</sup>	週2	1	312
便所・洗面所	弾性床	除塵及び全面水拭き	66.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	35.5 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集(便器及び洗面台の数量については別紙5(2)(3)参照)	66.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	35.5 m <sup>2</sup>	週6	1	885
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	2 台	週5	1	736
〃	床以外	壁・扉・操作盤部分拭き及び扉溝除塵	2 台	週5	1	736
階段	弾性床	除塵及び部分水拭き	15.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	1,290.2 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	手すり拭き	15.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	1,290.2 m <sup>2</sup>	週2	1	312
ごみ運搬処理	週2回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	2,219.3 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	週5回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	2,181.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	週6回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	35.5 m <sup>2</sup>	週6	1	885

日常清掃作業内容 (灰処理棟)

別紙2-3

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	周期	作業回数 (回/日)	作業日数
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	64.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	64.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
事務室、会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	258.1 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	34.3 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	ごみ収集	258.1 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	34.3 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	〃	什器備品拭き(什器備品の数量等については別紙5(1)参照)	4.9 m <sup>2</sup>	週2	1	312
廊下・エレベーターホール	弾性床	除塵及び部分水拭き	175.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	69.1 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	手すり拭き	175.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	69.1 m <sup>2</sup>	週2	1	312
便所・洗面所	弾性床	除塵及び全面水拭き	11.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	28.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集(便器及び洗面台の数量については別紙5(2)(3)参照)	11.7 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	〃	〃	28.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	7.6 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	7.6 m <sup>2</sup>	週5	1	736
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	1 台	週5	1	736
〃	床以外	壁・扉・操作盤部分拭き及び扉溝除塵	1 台	週5	1	736
階段	弾性床	除塵及び部分水拭き	105.0 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	床以外	手すり拭き	105.0 m <sup>2</sup>	週2	1	312
浴室・シャワールーム・脱衣室	弾性床、硬質床	洗浄、除塵及び拭き	43.3 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集、浴槽洗浄(浴室の詳細については別紙5(6)参照)	51.0 m <sup>2</sup>	週5	1	736
ごみ運搬処理	週2回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	208.4 m <sup>2</sup>	週2	1	312
〃	週5回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	567.4 m <sup>2</sup>	週5	1	736
〃	週6回清掃部分	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	28.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885



日常清掃作業内容（屋外便所棟）

別紙2-4

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	周期	作業回数 (回/日)	作業日数
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	15.6 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	15.6 m <sup>2</sup>	週6	1	885
便所・洗面所	弾性床	除塵及び全面水拭き	33.7 m <sup>2</sup>	週6	1	885
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集(便器及び洗面台の数量については別紙5(2)(3)参照)	33.7 m <sup>2</sup>	週6	1	885
ごみ運搬処理	建物内部全体	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包	49.3 m <sup>2</sup>	週6	1	885

その他の日常清掃

作業箇所	作業内容	対象規模	周期	作業回数 (回/日)	作業日数
事務室、会議室の洗面台 (洗面台の場所、個数等については別紙5(4)参照)	手洗い器・鏡・蛍光灯清掃、水石鹼補充 (作業方法は便所・洗面所に準じる。)		週5	1	736
タオル洗濯・交換 (タオルの交換箇所については別紙5(5)参照)	タオルの洗濯、交換 (タオルは発注者が支給する。洗濯機は貸与する。)		週6	1	885
試験器具洗浄	ガラス器具(試験管、ビーカー、フラスコ等)及び試験測定機等1式(合計280点/日)の洗浄		週5	1	730

定期清掃作業内容

別紙3

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/3年)
玄関ホール	硬質床	表面洗浄	315.0 m <sup>2</sup>	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	315.0 m <sup>2</sup>	30
事務室、会議室	弾性床	表面洗浄	2,135.3 m <sup>2</sup>	6
事務室、会議室 (クレーン操作室を除く)	〃	補修 (空バフイング)	2,100.3 m <sup>2</sup>	30
廊下・エレベーター ホール	弾性床	表面洗浄	2,621.6 m <sup>2</sup>	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	2,621.6 m <sup>2</sup>	30
便所・洗面所	弾性床	表面洗浄	297.9 m <sup>2</sup>	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	297.9 m <sup>2</sup>	30
湯沸室	弾性床	表面洗浄	16.3 m <sup>2</sup>	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	16.3 m <sup>2</sup>	30
エレベーター	弾性床	表面洗浄	4 台	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	4 台	30
階段	弾性床	表面洗浄	1,547.0 m <sup>2</sup>	6
階段 (階段室4等を除く)	〃	補修 (空バフイング)	1,462.8 m <sup>2</sup>	30
食堂	弾性床	表面洗浄	163.3 m <sup>2</sup>	6
〃	〃	補修 (空バフイング)	163.3 m <sup>2</sup>	30
浴室・シャワールーム・脱衣室	硬質床	浴室の表面洗浄	93.0 m <sup>2</sup>	3
〃	床以外	浴室の天井及び壁のカビ取り、水洗い、照明器具拭き (浴室の詳細については別紙5(6)参照)	159.0 m <sup>2</sup>	3
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄 (両面、詳細については別紙5(7)参照)	1,195.7 m <sup>2</sup>	6
窓ガラス	仮設足場必要	洗浄 (両面、詳細については別紙5(7)参照)	551.5 m <sup>2</sup>	6

茶碗洗浄業務内容

別紙4

作 業 内 容	対象 規模	周期	作業回数 (回/日)	作業 日数
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。	80 個	週5	1	736
(1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。				
(2) 各事務室等の指定する茶碗等を回収し、適正洗剤による洗浄・水すすぎを行い、熱湯で消毒する。(使用していない茶碗の湯通しを含む)				
(3) 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚、ワゴン等の清掃を行う。				
(4) 洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、午前8時30分までに所定の場所に収納する。				
(5) 使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。				
(6) その他、当該業務を実施するため、必要とする作業を行う。				
※ 茶碗の個数内訳 管理棟事務所 25個 管理棟食堂 40個 灰処理棟事務所15個				

(1) 什器・備品数及び面積

		週 6 回 (平日 + 土曜)			
		寸法 mm×mm	面積㎡	個数	合計面積㎡
管理棟 (食堂)		750×1,500	1.13	4	4.5
		750×1,200	0.90	13	11.7
		1,000×2,000	2.00	1	2.0
		450×1,800	0.81	2	1.6
		900×900	0.81	4	3.2
合計					23.0

		週 2 回			
		寸法 mm×mm	面積㎡	個数	合計面積㎡
管理棟 (会議室)	中会議室	600×1,800	1.08	8	8.6
		上辺600 下辺1,400 幅600	0.60	4	2.4
		100×450	0.05	8	0.4
	応接室	1,200×2,400	2.88	2	5.8
	講堂	450×1,800	0.81	54	43.7
合計					60.9
灰処理棟 (会議室)		450×1,800	0.81	6	4.9

(2) 便所便器数

			小便器	大便器
管理棟	1 F	男子	5	2
		女子	1	4
		身障者	1	
	2 F	男子	4	2
女子		2		
工場棟	1 F	男子	2	2
		女子	2	
	2 F	男子	3	2
		女子	2	
	3 F	男子	1	
		身障者	1	
6 F	男子	2	1	
	女子	1		
灰処理棟	1 F	男子	2	2
		女子	3	2
	4 F	女子	2	
		脱衣室	1	
屋外便所棟	男子	4	2	
	女子	4		

(3) 便所・洗面所、食堂、浴室・シャワールーム・脱衣室内の洗面台

場所	数量	場所	数量
管理棟 1 階 男子便所	2	工場棟 1 階 男子便所	2
管理棟 1 階 女子便所	2	工場棟 1 階 女子便所	1
管理棟 1 階 身障者便所	1	工場棟 2 階 男子便所	2
管理棟 2 階 男子便所	2	工場棟 2 階 女子便所	2
管理棟 2 階 女子便所	2	工場棟 2 階 身障者便所	1
管理棟 2 階 食堂	1	工場棟 3 階 ステージ監視室便所	1
管理棟 2 階 ランドリー室	1	工場棟 6 階 男子便所	1
管理棟 2 階 脱衣室	2	工場棟 6 階 女子便所	1
管理棟 2 階 女子ランドリー室	1	灰処理棟 1 階 男子便所	1
管理棟 2 階 女子脱衣室	1	灰処理棟 4 階 男子便所	2
便所棟 男子便所	3	灰処理棟 4 階 女子便所	1
便所棟 女子便所	2	灰処理棟 4 階 脱衣室	1
計			(36)

## (4) 事務室・会議室内の洗面台

場 所	数量	場 所	数量
管理棟 1階 事務室	2	工場棟 1階 試験室	1
管理棟 1階 倉庫	1	工場棟 1階 排ガス試験室	1
管理棟 1階 応接室	1	工場棟 1階 工作控室	1
管理棟 1階 講堂	1	工場棟 1階 汚水処理監視室	1
管理棟 2階 更衣室	2	工場棟 1階 北側控室	1
(管理棟 計)	(7)	工場棟 2階 ミーティングルーム	1
灰処理棟 4階 会議室	1	工場棟 2階 指導員控室	2
灰処理棟 4階 事務室	1	工場棟 3階 ステージ監視室	1
灰処理棟 4階 監視室	1	工場棟 6階 クレーン操作室	1
灰処理棟 4階 更衣室	1	(工場棟 計)	(10)
(灰処理棟 計)	(4)		
		計	(21)

## (5) タオル交換個所

場所	数量	場所	数量
管理棟 1階 事務室	2	工場棟 1階 試験室	1
管理棟 1階 倉庫	1	工場棟 1階 排ガス試験室	1
管理棟 1階 応接室	1	工場棟 1階 工作控室	1
管理棟 1階 講堂	1	工場棟 1階 汚水処理監視室	1
管理棟 1階 身障者便所	1	工場棟 1階 北側控室	1
管理棟 2階 食堂	1	工場棟 2階 身障者便所	1
管理棟 2階 ランドリー室	1	工場棟 3階 ステージ監視室便所	1
管理棟 2階 更衣室	1	工場棟 2階 指導員控室	2
管理棟 2階 脱衣室	1	工場棟 2階 ミーティングルーム	1
管理棟 2階 女子ランドリー室	1	工場棟 6階 クレーン操作室	1
管理棟 2階 女子脱衣室	1	(工場棟 計)	(11)
(管理棟 計)	(12)	灰処理棟 4階 会議室	1
		灰処理棟 4階 事務室	1
		灰処理棟 4階 監視室	1
		灰処理棟 4階 更衣室	1
		(灰処理棟 計)	(4)
		計	(27)

## (6) 浴室内訳書

管理棟	床面積	66m <sup>2</sup>
	壁面積	42m <sup>2</sup>
	カラン・鏡	16組
	洗面器・イス	16組
	浴槽	330cm*240cm 高さ70cm 180cm*240cm 高さ70cm
	蛍光灯	6台
灰処理棟	床面積	27m <sup>2</sup>
	壁面積	24m <sup>2</sup>
	カラン・鏡	10組
	洗面器・イス	10組
	浴槽	200cm*200cm 高さ70cm
	蛍光灯	4台

## (7) 窓ガラス内訳書

## ア 仮設足場不要箇所

	場所	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
管理棟	1F	122.3	
	2F (低所)	60.0	
工場棟	1F	31.4	
	2Fタービン室 (低所)	10.8	
	6F	192.9	ブランコ吊
	6Fゴミピット	42.1	施設付属のゴンドラ使用
	階段室	568.4	ブランコ吊
灰処理棟	1F	41.3	
	4F	42.8	ブランコ吊
	5F	3.7	ブランコ吊
	5F (低所)	39.0	
	PH	1.2	
	階段室	39.8	ブランコ吊
合計		1195.7	

## イ 仮設足場必要箇所

	場所	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
管理棟	2F	118.1	
工場棟	2F	240.2	
	3F	139.5	
	3Fステージ	25.9	
灰処理棟	2F	3.8	
	3F	3.8	
	2Fクレーン操作室	20.2	
合計		551.5	

※ 仮設足場は高所作業車（トラック架装リフト・ブーム型）12mとし、費用は受託者負担とする。